

重層的支援体制の整備について

1 経緯

平成30年12月：「子どもの育ち連携の取組方針」の策定

「全世代（家族まるごと）相談支援体制整備」の必要性をとりまとめ

令和2年6月：改正社会福祉法の成立

世代や属性を問わない包括的支援体制を整備する「重層的支援体制整備事業」が創設

令和2年11月：庁内検討チーム（課長級）において、課題・方向性をとりまとめ

12月：本部会議（部長級）において、実施方針を決定

2 課題

家庭内に複数の課題を抱えているケース（※）の支援が難しい。関係機関で連携して、家庭全体の支援を行うとともに、支援策の強化等を図り、課題解決力を高める必要があります。あわせて、「家族まるごと相談支援体制」を明確化していく必要があります。

※ 8050世帯、複合的な課題（育児と介護の両方で負担が大きくなっている等）を抱え、支援が必要な子育て世帯等

3 実施内容

重層的支援体制整備事業の実施を通じて、相談支援に係る相談・連携・支援の各段階で機能を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

①相談体制の強化

- ・子ども期（0～18歳）の相談については、引き続き、子どもの育ち連携で対応していきます。
- ・青壮年期（18～64歳）の相談について、生活支援相談課を設置し、幅広く相談を受け付けます。また、相談先が特定しにくいご家庭の相談窓口の役割も担います。
- ・高齢期（65歳～）の相談について、新たに中部地区地域包括支援センターを設置し、相談体制を強化します。
- ・これにより、あらゆる世代の相談に対応できる体制を整備し家庭全体の支援を行います。

②庁内連携の強化

- ・関係課に連携担当職員を配置する中、新たに設置する重層的支援会議において、家庭の支援方針や役割分担等を決定します。これにより、連携しやすい環境を作り、より一層、庁内一体となった支援を実施します。

③支援の強化

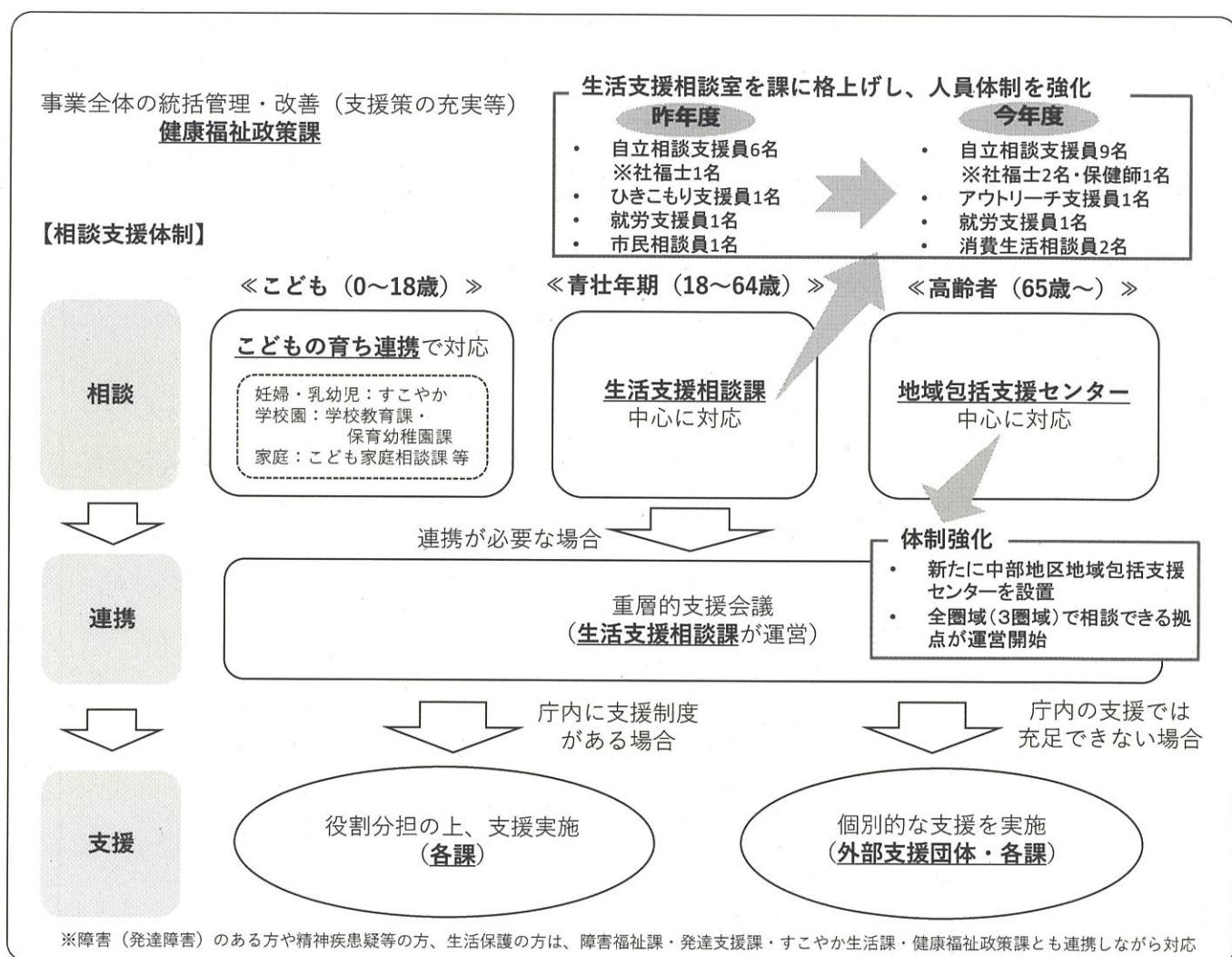
- ・既存の支援制度の活用だけでなく、本人や家族の話を丁寧に聞く中で、外部支援団体等と連携しながらご家庭一つ一つの状況に応じた個別的な支援を実施します。これにより、家庭全体の課題解決力の向上を図ります。

(例 1) ハローワークで就労先が見つけられない方(うつ症状があり、対人業務が難しい等)について、就労ネットワーク滋賀と連携しながら、本人の状況に沿った業務を提供できる企業等の開拓・調整して就労先を見つけます。その後も本人への面談や就労先の企業等を訪問し、勤務状況を確認し本人と企業の間の調整を行う等、定着支援も行います。

(例 2) 社会的に孤立している方(独居高齢者・若年無業者・ひきこもり等)について、フードバンクびわ湖と連携しながら、新たな居場所(みんなの食堂等)をつくり、社会参加のきっかけづくりをします。

(例 3) 複合的な課題(育児や介護の両方で負担が大きくなっている子育て世帯等)を抱えているご家庭に対して、社協と連携しながら、生活支援(食材配達や家事援助等)を実施します。

4 実施体制



(参考)

世代や属性を超えた包括的支援体制の構築 ～①具体的な取組の方針～

担当：健康福祉政策課

相談

- ・家族まるごと相談を受け付け、家族全体の課題を把握します。
- ・青・壮年期（18歳～64歳）の方の相談支援体制を強化します（生活支援相談課の設置）



連携

- ・関係機関で連携して、家族全体の課題整理、支援方針等を決定し、組織的な支援を行っていきます。

支援

- ・外部支援団体と連携し、一人ひとりの希望や特性等に応じた支援（就労・生活支援など）を行います。



- ・支援機関につながっていない方を早期に把握します。
- ・家庭訪問等を通じて継続的な支援を行います。

- ・地域の支え合いを促進する取組を支援します。
 - ・多世代交流の場（みんなの食堂）を整備し、誰もが集える場をつくります。



※イメージ

世代や属性を超えた包括的支援体制の構築 ～②支援体制のイメージ～

担当：健康福祉政策課

様々な関係機関（行政・外部支援団体・地域等）が協働して、これまで支援を届けること
が難しかったご家庭（※）に対しても、重層的な支援を届けます。

※ 8050世帯や介護と育児の両方を担つておられるご家庭、発達障害の疑いやうつ症状などがあり、職場で働きにくさを感じている方など

